公益財団法人江東区文化コミュニティ財団寄附金取扱要綱

制定　平成２４年　８月　１日
改正　平成２７年　３月２６日　２６江文管第５６７号
改正　平成２８年　２月　１日　２７江文管第３８３号
改正　２０２５年　４月　１日　２５江文管第１０２号

（目的）

第１条　この要綱は、公益財団法人江東区文化コミュニティ財団（以下「財団」という。）が受け入れる寄附金の取扱いに関し必要な事項を定め、その適正な運用に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱における寄附金とは、財団が実施する公益目的事業等を財政的に支援する目的で寄附される金銭であり、次に掲げる経費等に充てるものをいう。

（１）　公益目的事業を実施するための経費等

（２）　その他財団の業務執行に要する経費等

（寄附金の種類）

第３条　財団が受け入れる寄附金の種類は、次のとおりとする。

（１）　一般寄附金　寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金

（２）　特定寄附金　寄附者により使途が予め特定された寄附金

（受け入れに係る禁則）

第４条　財団は、寄附金が次の各号のいずれかに該当するときは、その寄附金を受け入れることができない。

（１）　寄附金の対価として何らかの利益又は便宜を供与することを条件に付したとき。

（２）　寄附金の経理について監査を行うことを条件に付したとき。

（３）　寄附後に寄附金の全部又は一部を取り消すことができることを条件に付したとき。

（４）　寄附金を受け入れることにより財団の業務、財政又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき。

（５）　その他理事長が財団の運営上支障があると認めたとき。

（申込み受付）

第５条　寄附の申込みは、次に掲げる事項を記載した寄附申込書（別記第１号様式）により受け付けるものとする。但し、財団が設置する募金箱等による寄附については、この限りでない。

（１）　寄附者の名称及び主たる事業所の所在地並びに代表者氏名（個人にあっては氏名及び住所）

（２）　寄附金額

（３）　寄附金の使途

（４）　その他参考となる事項

（受け入れの決定等）

第６条　寄附の申込みがあったときは、寄附金の使途目的が財団の業務遂行上有意義であり、かつ、支障がないと認められるものについて、受け入れの決定をするものとする。なお、受け入れにあたっては寄附金受入審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、適正に審査するものとする。但し、１０万円を超えない寄附の受け入れにあたっては、委員会の設置を省略することができる。

２　委員は、事務局長、管理課長及び文化センター管理事務所長とする。なお、寄附の内容等必要に応じて江東公会堂管理事務所長及び中川船番所資料館管理事務所長を委員会に出席させることができる。

３　委員長は、事務局長をもって充てる。

４　受け入れを決定したときは、寄附者に寄附受入通知書（別記第２号様式）を発行するとともに必要な書類を送付する。

（寄附金の取扱い）

第７条　一般寄附金については、５０％以上を公益目的事業に使用しなければならない。

２　特定寄附金については、寄附者が特定した事業に使用するものとする。

（寄附金の運用）

第８条　理事長は第１条の規定により、寄附金の安全、確実、かつ有利な運用に努めなければならない。

２　寄附金の運用から生じた収益は、財団収支予算書に計上しなければならない。

３　寄附金による現金は金融機関への預金、その他最も確実及び有利な方法により管理しなければならない。

（受領書等の送付）

第９条　寄附金を受領したときは、遅滞なく寄附金受領書（別記第３号様式）を寄附者に送付するものとする。

２　前項の寄附金受領書には、財団の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

（感謝状等）

第１０条　この要綱に基づく寄附金を受領した場合は、理事長名のお礼状を送付する。

ただし、次のいずれかに該当するときは感謝状を贈呈するものとする。

（１）　１回の寄附金額が１００万円以上の場合。

（２）　５年にわたる寄附金の額が１００万円に達したとき。

（３）　その他理事長が特に必要があると認めたとき。

（出納責任者）

第１１条　出納責任者は、財団会計処理規程に定める会計責任者をもって充てる。

（寄附金に係る結果の報告）

第１２条　財団は、毎事業年度終了後３か月以内に寄附金総額、使途、その他必要な事項を記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、報告書の交付は、ホームページ上の公開に代えることができる。

（情報公開）

第１３条　財団が受領する寄附金は、公益社団法人及び公益財団法人に認定等に関する法律施行規則第３６条第５項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

（個人情報保護）

第１４条　寄附者に対する個人情報については、別に定める公益財団法人江東区文化コミュニティ財団個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

（委任）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２４年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、２０２５年４月１日から施行する。